

## 入札書等の送付方法（単体）

入札後資格確認型一般競争入札においては、次のものを入札書送付期間中に送付しなければなりません。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書

### 注 意

#### 【電子入札システムを利用して入札に参加する場合】

(1) (2)とも、電子入札システムを利用して、入札書送付期間中に送付すること。

(※ (1)は、電子入札システムによる入札書であり、紙様式の入札書を添付送付するものではない。)

ただし、(2)の工事費内訳書が3MBを超える場合は、(2)の工事費内訳書のみ入札書送付期間中に持参すること。この場合でも、入札書は電子入札システムを利用して送付すること。

なお、(2)の工事費内訳書が3MBを超える場合は、工事費内訳書を持参により提出する旨を記載した文書（マイクロソフト社のWord又はExcel）を添付して入札書を送付すること（何か添付しないと入札書は送付できません。）。

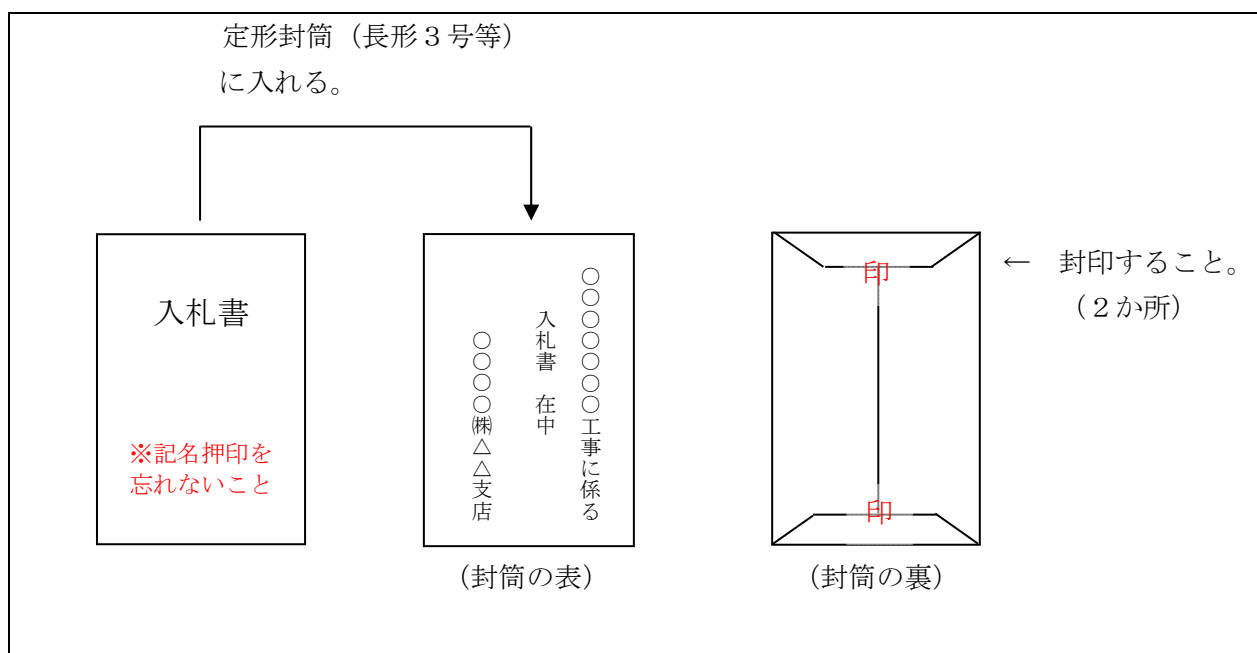
#### 【紙移行により入札に参加する場合】

定形封筒に入れ封印した(1)と(2)を一緒に封筒に入れ、封印したものを入札書送付期間中に契約担当課へ持参すること。

※ その他、詳細については入札説明書を参照のこと。

持参にあたっての具体的な方法は以下の図を参照してください。

#### 1 入札書の封印（紙移行により入札に参加する場合のみ）



## 2 入札書（封印済）・工事費内訳書の封入

